

令和3年1月20日
千葉県信用保証協会

**「危機関連保証」および「経営安定関連保証（SN）5号（全業種指定）」の
指定期間の延長について**

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証および経営安定関連保証（SN）5号の全業種指定について、指定期間の延長が告示されましたので、お知らせいたします。

記

1. 指定期間の変更

(1) 危機関連保証

(変更前) 令和2年2月1日から令和3年1月31日まで

(変更後) 令和2年2月1日から 令和3年6月30日まで

(2) SN5号

(変更前) 令和2年5月1日から令和3年1月31日まで

(変更後) 令和2年5月1日から 令和3年6月30日まで

2. 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連、SN5号の認定を必要とする主な保証制度

(1) 危機関連保証

- ・危機関連保証
- ・千葉県制度セーフティネット資金（危機関連保証枠）
- ・千葉県制度新型コロナウイルス感染症対応特別資金
(令和3年3月31日までに当協会が保証申込受付し、令和3年5月31日までに融資
実行されたもの)
- ・市町村制度（新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証で利用できる制度）

(2) SN5号

- ・経営安定関連保証
- ・千葉県制度セーフティネット資金（市町村認定枠）
- ・千葉県制度新型コロナウイルス感染症対応特別資金
(令和3年3月31日までに当協会が保証申込受付し、令和3年5月31日までに融資
実行されたもの)
- ・市町村制度（5号認定で利用できる制度）



3. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

なお、危機関連保証は指定期間内に貸付実行することが必要となりますので併せてご注意願います。

なお、新型コロナウイルスの影響による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（特別相談窓口）】

本店 TEL 043-221-8111

松戸支店 TEL 047-365-6010

以上

お問い合わせ先
企画部 業務企画課
担当：鈴木・永野
TEL 043-221-8185